

燕市告示第 334 号

令和7年度燕市運送事業者燃料費支援金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 4 日

燕 市 長 鈴 木 力

令和7年度燕市運送事業者燃料費支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、燃料価格の高騰により影響を受けた市内運送事業者の経済的負担を軽減し、その事業継続を支援することを目的とし、予算の範囲内で燕市運送事業者燃料費支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、運送事業者とは、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(霊^{きゅう} 柩 事業を除く。)を営むものであって、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有し、又は出資している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(支援金の交付対象)

第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する運送事業者とする。

- (1) 市内に営業所等を有すること。
- (2) 一般貨物自動車運送事業に必要な許可を受けていること。
- (3) 申請日時点で一般貨物自動車運送事業を営んでおり、引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (4) 過去にこの告示の規定に基づき、支援金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 政治又は宗教活動等を目的とする事業を行う者でないこと。
- (6) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと(同居の親族を含む。)。
- (7) 市税等を滞納していないこと。

(交付対象車両)

第4条 支援金の交付の対象となる車両(以下「交付対象車両」という。)は、次の各号に掲げる当該車両の自動車検査証の事項が、当該各号に掲げる要件を全て満たす車両とする。ただし、霊^{きゅう}柩車及び被けん引車を除く。

- (1) 登録年月日 令和7年6月30日以前
 - (2) 自動車の種別 普通自動車又は小型自動車
 - (3) 用途 貨物又は特殊
 - (4) 自家用・事業用の別 事業用
 - (5) 使用者の氏名又は名称 交付対象者と同一
 - (6) 使用の本拠の位置 市内
 - (7) 有効期間の満了する日 申請時点で有効である車
- (支援金の額)

第5条 支援金の額は、交付対象車両の台数に3万5千円を乗じて得た額とし、その限度額は、1交付対象者につき70万円とする。

2 支援金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和7年度燕市運送事業者燃料費支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次

に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていることが分かる書類
 - (2) 交付対象車両全ての自動車検査証の写し
 - (3) 市税の納税証明書又は納税状況確認に係る同意書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (決定の通知)

第7条 市長は、前条に規定する支援金の交付申請があったときは、速やかに提出された書類を審査して、令和7年度燕市運送事業者燃料費支援金交付決定通知書(様式第2号)又は令和7年度燕市運送事業者燃料費支援金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定をしたときは、速やかに支援金を申請者が指定する口座へ振り込むこととする。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第8条 市長は、前条の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により支援金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不適當と認める行為があったとき。

- 2 市長は、前項の場合において、既に支援金が交付されているときは期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(帳簿の保管)

第9条 交付決定者は、事業に関する書類及び帳簿等を整理し、事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。